

## 政府認定17名に係る事案

平成19年11月

日本政府が拉致被害者として認定している17名に係る事案の概要は次のとおり(カッコ内は当時の年齢と失踪場所)。

### 1. 昭和52(1977)年9月19日 宇出津(うしつ)事件



被害者：久米 裕さん(52・石川県)

石川県宇出津海岸付近にて失踪。

北朝鮮側は、久米さんの入境を完全否認している。捜査当局は主犯格である北朝鮮工作員、金世鎬(キム・セホ)について、平成15年1月逮捕状の発付を得て国際手配しており、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。平成18年2月の日朝包括並行協議では、北朝鮮側は、金世鎬について、「かかる人物は承知していない」としつつ、我が方からの関連情報提供を前提に、同人特定のための調査を行う旨回答している。

### 2. 昭和52(1977)年10月21日 女性拉致容疑事案



被害者：松本 京子さん(29・鳥取県)

自宅近くの編み物教室に向かったまま失踪。

平成14年10月にクアラルンプールで行われた日朝国交正常化交渉第12回本会談及び平成16年に計3回行われた日朝実務者協議において我が方から北朝鮮側に情報提供を求めたが、第3回協議において、北朝鮮側より、北朝鮮に入境したことは確認できなかった旨回答があった。

平成18年11月に松本京子さんが拉致認定されて以降、政府は、北朝鮮側に対し、即時帰国及び事案に関する真相究明を求めてきているが、これまでに回答はない。

### 3. 昭和52(1977)年11月15日 少女拉致容疑事案



被害者：横田 めぐみさん(13・新潟県)

新潟市において下校途中で失踪。

平成16年11月に開催された第3回実務者協議において、北朝鮮側は、めぐみさんが1994（平成6）年4月に死亡したとし、「遺骨」を提出したが、めぐみさんの「遺骨」とされた骨の一部からは、同人のものとは異なるDNAが検出されたとの鑑定結果を得た。

平成18年4月には、日本政府の実施したDNA検査により、横田めぐみさんの夫が昭和53年に韓国より拉致された当時高校生の韓国人拉致被害者金英男（キム・ヨンナム）氏である可能性が高いことが判明した。

#### 4. 昭和53（1978）年6月頃 元飲食店店員拉致容疑事案



被害者：田中 実さん（28・兵庫県）

欧州に向け出国した後失踪。

平成14年10月にクアラルンプールで行われた日朝国交正常化交渉第12回本会談及び平成16年に計3回行われた日朝実務者協議において我が方から北朝鮮側に情報提供を求めたが、第3回協議において、北朝鮮側より、北朝鮮に入境したことは確認できなかった旨回答があった。

平成17年4月に田中実さんが拉致認定されて以降、政府は、北朝鮮側に対し、即時帰国及び事案に関する真相究明を求めてきているが、これまでに回答はない。

#### 5. 昭和53（1978）年6月頃 李恩恵（リ・ウネ）拉致容疑事案



被害者：田口 八重子さん（22・不明）

昭和57年11月の大韓航空機爆破事件で有罪判決を受けた北朝鮮の諜報員金賢姫（キム・ヒョンヒ）は、「李恩恵（リ・ウネ）」という女性から日本人の振る舞い方を学んだと主張している。この李恩恵は行方不明となった田口さんと同一人物と考えられる。

北朝鮮側は、田口さんは1984（昭和59）年に原勲晁さんと結婚し、1986（昭和61）年の原さんの病死後すぐに自動車事故で死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。

#### 6. 昭和53（1978）年7月7日 アベック拉致容疑事案



被害者：地村 保志さん（23・福井県）

地村 富貴恵さん（旧姓瀧本）（23・福井県）

「二人でデートに行く」と言って出かけて以来、失踪。

2人は昭和54年に結婚。平成14年10月に日本に帰国。娘1人と息子2人は平成16年5月に帰国。

捜査当局は、拉致実行犯である北朝鮮工作員、辛光洙(シン・グァンス)について、平成18年2月に逮捕状の発付を得て国際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。

#### 7. 昭和53(1978)年7月31日 アベック拉致容疑事案



被害者：蓮池 薫さん(20・新潟県)

蓮池 祐木子さん(旧姓奥土)(22・新潟県)

蓮池さんは「ちょっと出かける。すぐ帰る」と言って外出したまま失踪。同様に奥土さんも外出したまま失踪。

2人は昭和55年に結婚。平成14年10月に日本に帰国。娘1人と息子1人は平成16年5月に帰国。

捜査当局は、拉致実行犯である北朝鮮工作員・通称チェ・スン Chol について平成18年2月に、また、共犯者である自称韓明一(ハン・ミョンイル)こと通称ハン・クムニョン及び通称キム・ナムジンについて平成19年2月にそれぞれ逮捕状の発付を得て国際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。

#### 8. 昭和53(1978)年8月12日 アベック拉致容疑事案



被害者：市川 修一さん(23・鹿児島県)

増元 るみ子さん(24・鹿児島県)

「浜に夕日を見に行く」と言って出かけたまま失踪。

北朝鮮側は、1979(昭和54)年7月に2人は結婚し、市川修一さんは同年9月に心臓麻痺で死亡し、増元るみさんは1981(昭和56)年に心臓麻痺で死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。

#### 9. 昭和53(1978)年8月12日 母娘拉致容疑事案



被害者：曾我 ひとみさん(19・新潟県)

曾我 ミヨシさん(46・新潟県)

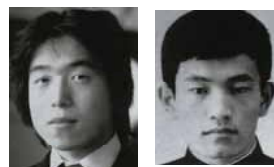
「2人で買い物に行く」と言って出かけて以来失踪。

ひとみさんは平成14年10月日本に帰国。夫(ジェンキンス氏(米国人))と2人の娘も平成16年7月に渡日・帰国。

北朝鮮側は、曾我ミヨシさんは北朝鮮に入国していないとしている。捜査当局は、拉致実行犯である北朝鮮工作員・通称キム・ミョンスクについて、平成18年11月に逮捕状の発付を得て国際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。

#### 10. 昭和55(1980)年5月頃 欧州における日本人男性拉致容疑事案

被害者：石岡 亨さん(22・欧州)  
松木 薫さん(26・欧州)



2人とも欧州滞在中の昭和55年に失踪。昭和63年に石岡さんから日本の家族に出した手紙(ポーランドの消印)が届き、石岡さん、松木さん、そして有本恵子さんが北朝鮮に在住すると伝えてきた。

北朝鮮側は、石岡亨さんは1988(昭和63)年11月にガス事故で有本恵子さんと共に死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。また、同様に松木薫さんについても、1996(平成8)年8月に交通事故で死亡したとして、平成14年9月及び平成16年11月に開催された第3回日朝実務者協議と2回にわたり、北朝鮮側から松木さんの「遺骨」の可能性があるとされるものが提出されたが、そのうちの一部からは、同人のものとは異なるDNAが検出されたとの鑑定結果を得た。

捜査当局は、拉致実行犯である「よど号」犯人の妻・森順子及び若林(旧姓：黒田)佐喜子について、平成19年6月に逮捕状の発付を得て国際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。

#### 11. 昭和55(1980)年6月中旬 辛光洙(シン・グァンス)事件

被害者：原 勲晁さん(43・宮崎県)  
宮崎県内で発生。



本件については、北朝鮮工作員、辛光洙(シン・グァンス)が、韓国当局に対し、原さん拉致を認める証言をしている。捜査当局は、辛光洙について、これまで原さんに成りかわった容疑で逮捕状の発付を得て国際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求してきたが、平成18年4月には、新たに拉致容疑の主犯として逮捕状が発付されている。北朝鮮側は身柄の引渡しに応じていないどころか、同人を「英雄」として称えている。また、捜査当局は原さん拉致容疑の共犯者である金吉旭(キム・キルウク)についても逮捕状の発付を得ており、国際手配を行うなどの所要の措置を講じている。

北朝鮮側は、原さんは、1984(昭和59)年に田口八重子さんと結婚し、1986(昭和61)年に肝硬変で死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。

## 12. 昭和58(1983)年7月頃 欧州における日本人女性拉致容疑事案



被害者：有本 恵子さん(23・欧州)

欧州にて失踪。「よど号」犯人の元妻は、北朝鮮当局と協力して有本さんを拉致したことを認めている。捜査当局は拉致実行犯である「よど号」犯人の魚本(旧姓安部)公博について、平成14年9月逮捕状の発付を得て国際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡を要求しているが、北朝鮮側はこれに応じていない。

北朝鮮側は、有本さんは1988(昭和63)年11月にガス事故で石岡亨さんと共に死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。

(了)

## 拉致問題における今後の対応方針

平成18年10月16日  
拉致問題対策本部

平成14年9月17日、我が国と北朝鮮は、日朝平壤宣言に署名し、同宣言の精神及び基本原則に従い日朝間の諸懸案を解決し、国交正常化の早期実現に向けた努力を傾注することを確認した。しかしながら、北朝鮮は、我が国の国家主権と国民の生命・安全にかかわる拉致問題において極めて不誠実な対応をとり続けてきたのみならず、本年7月に弾道ミサイルを発射し、更には、今般、我が国を含む国際社会の再三の警告にもかかわらず、核実験を実施した旨の発表を行った。

拉致問題及び核・ミサイル問題に関し北朝鮮側は、日朝平壤宣言をはじめ、六者会合の共同声明、安保理決議第1695号等に違反する行動をとっており、我が国は、北朝鮮側に対し、改めて、嚴重なる抗議及び断固たる非難の意を表明する。また、今般全会一致で採択された安保理決議第1718号も、北朝鮮が発表した核実験を非難し、北朝鮮及び各国がとる措置を決定すると同時に、北朝鮮が他の安全保障及び人道上の懸念に対応することの重要性を強調している。

かかる状況の中、拉致問題については、政府として、引き続き、「対話と圧力」という一貫した考えの下、解決に向け粘り強く取り組んでいくこととし、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないということを中心に改めて確認した上で、今般新たに設置した拉致問題対策本部を中心に政府一体となって、すべての拉致被害者の生還を実現すべく、今後の対応方針を以下のとおり決定する。北朝鮮がこうした我が国の決意を厳粛に受け止め、拉致問題を解決するための決断を早急に下すよう強く求める。

1. 北朝鮮側に対し、すべての拉致被害者の安全を確保し、直ちに帰国させるよう引き続き強く求めていく。また、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しについても引き続き強く求めていく。
2. 現在、政府としては、北朝鮮に対して、人道支援の凍結措置(平成16年12月28日発表)、万景峰92号の入港禁止を含む諸措置(平成18年7月5日発表)、北朝鮮のミサイル等に関連する資金の移転防止等の措置(平成18年9月19日発表)、すべての北朝鮮籍船の入港禁止やすべての品目の輸入禁止を含む諸措置(平成18年10月11日発表)等を講じているが、今後の北朝鮮側の対応等を考慮しつつ、更なる対応措置について検討する。
3. 現行法制度の下での厳格な法執行を引き続き実施していく。
4. 拉致問題対策本部を中心に、拉致問題に関する情報を集約・分析し、問題解決に向けた措置の検討を迅速に推し進めていくとともに、拉致問題に関する国民世論の啓発を一層強化する。
5. 「特定失踪者」にかかる事案を含め、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に関する捜査・調査等を引き続き全力で推進していく。また、捜査・調査の結果、新たに拉致と認定される事案があれば、北朝鮮側に対して然るべく取り上げていく。
6. 国連をはじめとする多国間の場合、また、関係各国との緊密な連携を通じて、拉致問題の解決に向けた国際的な協調を更に強化していく。

(了)